

第二十八回国会
衆議院

法務委員会議録第二十八号

昭和三十三年四月十八日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事 高橋 一君 理事 林 博君

理事 福井 盛太郎君 理事 三田村 武夫君

理事 青野 武一君 理事 菊地 養之輔君

犬養 健君 小島 徹三君

小林 錦君 德安 實藏君

中村 梅吉君 長井 源君

横川 重次君 佐竹 晴記君

出席國務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君

出席政府委員

検事(民事局長心得) 平賀 健太郎君

委員外の出席者

専門員 小木 貞一君

四月十七日

委員久野忠治君辞任につき、その補欠として林唯義君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員林唯義君辞任につき、その補欠として久野忠治君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

企業担保法案(内閣提出第七〇号)
(参議院送付)

○町村委員長 これより会議を開きます。

企業担保法案を議題といたします。質疑を続行いたします。長井源君。

○長井委員 簡単に御尋ねをいたしておきます。きのう参考人からいろいろ意見を聞いたのですが、総財産を一括と見るか個々の集合と見るかという問題なんです。これはそこには一括と見るかという言葉もありますし、きのうもいわゆるのれんの問題がこの中に入ってきたのでありますが、これは、政府の方では、一括財産といふものを個々の集合と見ておるのか、あるいは一括して総財産とし、それから便宜いろいろな有体動産その他を区分することは中ではできるかもしれないが、全体として一つのものと見るのか、この点をはっきりいたしておきたいと思ひます。

○平賀政府委員 この法案におきます総財産の考え方は、これを有機的な一体として見るという考え方でございます。ただ、一体としてこれを一つの物と見るわけではありませんが、企業を構成しておりますところの一体の財産だ、そういうふうな考え方をしております。その一体性の現われは、実行段階において一括競争とかいう形で現われてくるといふ仕組みでございます。

○長井委員 そうすると、営業権の問題などもその中に含まれてくるのです。これは他に関係もありまして、研究を要するものだと思うのですけれども、結局、一括と見れば、ちよつとそれのものを取り出して評価することは困難かもしれないけれども、きのう

も興業銀行の日高さんが言うておりましたが、やっぱり実際問題として営業権というふうなものも一括財産の中に入ってくるということになるのではないかと、この見通しはいかがですか。

○平賀政府委員 営業権と申しますか、信用と申しますか、これは、実際総財産を担保にします場合には、その会社の信用度というものがやはり基礎になって、企業担保権でよからうということになるわけでございますから、その関係ではいわゆる信用というものがやはり債権者の方に与りましては重大な関心の対象になるわけでございます。が、しかし、いよいよこの企業担保権が、見込みが通つて実行されるというやうな場合においては、営業権とかそういう信用あるいはグッドウィルと申しますか、そういうようなものはこの総財産の中には含まれない。要するに、それは、そういうものが含まれるとしますと、商法なんかやがや対象に入つてこなくちやならぬことになりまして、この最後の実行の段階ではそれはオミットされるということにならざるを得ないのではないかと、こういうふうな考え方をしております。

○長井委員 そうしますと、担保に提供するとき営業譲渡の予約をいたしておるといふようなことがありましたら、それは有効とみなされますか。

○平賀政府委員 営業譲渡の予約と申しますと、それは、企業担保権の設定契約と並びまして、一定の事由が発生

した場合に営業譲渡をする、そういう予約をすることは不可能ではないと思ふのでありますけれども、これは企業担保権の設定契約とは別個のものであらうというふうに考えられます。

○長井委員 私の質問はこれだけでございまして、最後に希望を申し上げておきます。この企業担保権はきわめて画期的な立法でありまして、従来の法律概念と混淆するようなところもありそうに思ふわけです。なお、この実施がもし当を得ないということになりますと、第三者その他に思わざる損害をこうむらしめるということも予想されますので、いづれこれを実施した上で不都合なところは改正することに相なるとは思ひますけれども、実施の段階に当つては、慎重にこれを検討をして、経済界の実情にも適合し、かつ法律の概念においてもいたずらなる紛争を起さない、こういうやうな特別な注意を希望いたしまして、私の質問を終りたいいたします。

○町村委員長 他に御質疑はございせんか。御質疑がなければ、質疑はこれにて終局いたしました。討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(総員起立)

○町村委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

なお、本案についての委員会の報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○町村委員長 御異議なしと認め、さう取り計らいます。

これにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

(参照)

企業担保法案(内閣提出第七〇号)
(参議院送付)に関する報告書
[別冊附録に掲載]

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局